

戸田市海外留学奨学資金等給与申請について（お願い）

本奨学金の給付は、学部生として1学年以上にわたって正規の教育課程を履修する留学生が対象となり、短期留学や語学留学等は対象外となりますのでご留意ください。

申請書類作成にあたっては、書類の不備がないよう『令和7年度戸田市海外留学奨学資金等給与申請に伴う必要書類チェック票』を必ずご確認ください。

申請の受付は1年に2度実施しております。申請は留学開始日の1年前から渡航前の方が対象となりますので、留学時期に合わせて申請いただきますようお願いいたします。

なお、当事業は戸田市海外留学奨学資金等給与条例および戸田市海外留学奨学資金等給与条例施行規則に則って実施しています。

【令和7年度申請期間】

第1回 令和7年 6月16日（月）午前8時30分から

令和7年 7月 4日（金）午後5時15分まで

第2回 令和8年 1月16日（金）午前8時30分から

令和8年 2月 6日（金）午後5時15分まで

*受付期間を過ぎての受付は一切できませんので、ご注意ください。

お問い合わせ

戸田市教育委員会 教育総務課 総務担当

T E L 048-441-1800 (内線 305)

F A X 048-443-9033

E-mail kyo-somu@city.toda.saitama.jp